研究成果有体物有償提供契約書

（前文）

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、乙の下記に示す目的のために次の条項によって研究成果有体物の有償提供契約（以下「本契約」という。）を締結する。

|  |
| --- |
| 乙の目的： |

(\*)サンプル数が多い場合、回数が多い場合は、別途決める書式に目的などを記載する。

（提供される研究成果有体物）

第１条　甲は、乙に対し、次の研究成果有体物（以下「本成果物」という。）を有償で提供する。

|  |  |
| --- | --- |
| 本成果物の名称： |  |
| 本成果物の数量： |  |
| 管理研究者名： | 琉球大学 学部 職名 氏名 |

（提供対価）

第２条　乙は、本成果物提供の対価として、金○○○円（消費税を含む）を甲に支払うものとする。

２ 前項の提供対価には、引き渡しに関する費用も含むものとする。

（代金の支払い）

第３条　乙は、代金等を、甲が発行する請求書により、請求書到着後３０日以内にその全額を甲に支払わなければならない。

２　乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年５％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（成果物の提供）

第４条　甲は乙に対し、本契約締結後速やかに本成果物を引き渡す。

２　乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

３　本成果物に関する著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも本成果物に関する権利についての移転および許諾を定めるものではない。

（乙の義務）

第５条　乙は、提供を受けた本成果物を規定する目的以外に使用してはならない。

２　乙は、臨床目的のために本成果物を使用してはならない。

３　乙は、本成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等の行為をしてはならない。

４　乙は、本成果物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、甲の研究者から提供を受けたものであることを明記するものとし、事前に書面により甲へ公表の方法及びその内容を通知するものとする。

５　乙は、本検討の過程で発明、考案及び意匠の創作（以下、あわせて「発明等」という。）をなした場合、速やかに甲に書面にてその内容を通知し、当該発明等に係る権利の帰属、その取り扱い及び出願の可否・方法等について甲と協議しなければならない。

６ 乙は、本検討の終了後3ヶ月以内に、本検討の結果を文書にて甲に報告するものとする。

（本成果物の廃棄、返還）

第６条　乙は、提供目的による本成果物の使用が終了した場合又は本契約が終了した場合、甲の指示に従い、機密性の保持および安全性の確保に十分に配慮した方法で、本成果有体物を乙の費用及び責任にて廃棄するか、又は甲に返還するものとする。

２　乙が本契約に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、甲は乙に対し、速やかに本成果物を廃棄又は返還するよう指示することができ、乙はこの指示に従い、機密性の保持および安全性の確保に十分に配慮した方法で、直ちに乙の費用及び責任にて廃棄するか、または返還しなければならない。

（非保証）

第７条　本成果物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生した如何なる結果についても一切その責任を有せず、かつ如何なる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない）を負わない。

（秘密保持）

第８条　乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された本成果物の情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された本成果物の情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

(1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていたもの

(2) 甲から提供又は開示された後に、乙の責めによらず公知となったもの

(3) 甲から提供又は開示された時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

(4) 正当な権限を有する第三者から、守秘義務を負うことなく開示されたもの

(5) 甲から提供又は開示された後に、甲から提供された情報によることなく、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

(6) 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が求められたもの

２　前項の有効期間は、第５条第２項の乙が本成果物を受領したときから、５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（新成果創出の取扱）

第９条　乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

２　乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

３　前２項の規定は、本成果物の引渡し後、５年間有効に存続するものとする。

（契約解除）

第１０条　甲は、乙が第２条に規定する対価を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（誠実義務）

第１１条　本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

（合意管轄）

第１２条　本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） | 沖縄県中頭郡西原町千原１番地  国立大学法人琉球大学  学 長 大 城 肇 印 |
| （乙） | （住所）  （機関名）  （職名、氏名） 印 |